

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

(大気質、防災調節池・雨水の水質、騒音・振動及び悪臭)

県では、彩の国資源循環工場運営協定に基づいて、下記<彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査一覧>のとおり周辺環境の調査を行っています。

1 このたび、彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査のうち、平成29年度第4回大気質、第4回防災調節池の水質、第4回雨水の水質、騒音・振動及び悪臭(第3回)の調査結果がまとめました。

今回の測定では、運営協定書に定める基準や環境基準又は排出基準を上回ったものはありませんでした。その概要は以下のとおりです。

2 なお、環境基準とは「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められており、行政上の目標とすべきとされています。公害発生源を直接規制するための排出基準などの規制基準とは異なります。

### <彩の国資源循環工場運営協定等に基づく環境調査一覧>

資源循環工場周辺の大気質（7地点、年4回）

雨水水質（2地点、年4回） 生活排水水質（1地点、年1回）

防災調節池水質（1地点、年4回） 化学物質（7地点、年1回）

騒音・振動（4地点、年1回） 悪臭（4地点、年2回）

### □ 大気質（第4回）の調査概要

#### 1 測定場所

(1) オリエンタル火工㈱所有地前 (2) 蔵田地区内 (3) 天神社内

(4) 深田地区内木呂子地内 (5) 埼玉県小川げんきプラザ内

(6) 五之坪集落農業センター (7) 平倉住宅脇

#### 2 測定項目 二酸化硫黄・一酸化炭素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質及びダイオキシン類

3 測定日 平成30年1月11日から18日まで

4 測定方法 環境基本法に定める方法

5 測定項目及び測定値 別表1のとおり

今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準や環境基準を下回っています。

### □ 防災調節池の水質（第4回）の調査概要

1 採水場所 防災調節池（中央付近）

2 採水日 平成30年2月21日

3 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法

4 測定項目及び測定値 別表2のとおり

今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。

5 採水時の天候 曇り

### □ 防災調節池に流入する雨水の水質（第4回）の調査概要

1 採水場所 防災調節池に放流する雨水管

2 採水日 平成30年2月11日

3 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法

4 測定項目及び測定値 別表3のとおり

今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。

5 採水時の天候等 曇り

### □ 13号埋立地南側防災調節池に流入する雨水の水質（第4回）の調査概要

1 採水場所 13号埋立地南側防災調節池に放流する雨水管

2 採水日 平成30年2月11日

3 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法

4 測定項目及び測定値 別表4のとおり

今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。

5 採水時の天候等 曇り

### □ 騒音・振動の調査概要

1 測定場所 (1) オリエンタル火工㈱所有地前 (2) 蔵田地区内

(3) 深田地区内木呂子地内 (4) 五之坪集落農業センター

2 測定日 平成30年2月7日

3 測定方法 騒音規制法及び振動規制法に定める方法

4 測定項目及び測定値 別表5のとおり

今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準を下回っています。

### □ 悪臭（第3回）の調査概要

1 測定場所 (1) オリエンタル火工㈱所有地前 (2) 蔵田地区内

(3) 深田地区内木呂子地内 (4) 五之坪集落農業センター

2 測定日 平成30年2月13日

3 測定方法 悪臭防止法に定める方法

4 測定項目及び測定値 別表6のとおり

測定結果は、運営協定書に定める基準を下回っています。

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

## 大気質

## 測定実施期間

第1回 平成29年5月18日(木)～25日(木)

第2回 平成29年7月13日(木)～20日(木)

第3回 平成29年10月12日(木)～19日(木)

第4回 平成30年1月11日(木)～18日(木)

## No.1 オリエンタル火工株所有地前

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第4回測定結果について				第1回	第2回	第3回	第4回	第4回測定結果について			
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.002	0.003	0.001	0.000	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.002	0.001	0.001	0.000	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.003	0.001	0.001	0.001	運営協定基準(0.1)以内であった。	
	1時間値の期間最大値	ppm	0.004	0.006	0.001	0.002	運営協定基準(0.1)以内であった。	0.003	0.001	0.001	0.001	運営協定基準(0.1)以内であった。	0.3	0.2	0.2	0.3	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2	0.2	0.3	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.2	0.2	0.3	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.3	0.3	0.4	運営協定基準(20)以内であった。	
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.4	運営協定基準(20)以内であった。	0.3	0.3	0.3	0.4	運営協定基準(20)以内であった。	0.008	0.006	0.005	0.014	運営協定基準(0.06)以内であった。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.008	0.006	0.005	0.014	運営協定基準(0.06)以内であった。	0.008	0.006	0.005	0.014	運営協定基準(0.06)以内であった。	0.030	0.029	0.025	0.027	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.034	0.024	0.021	0.026	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。	0.044	0.046	0.073	0.055	運営協定基準(0.20)以内であった。	0.052	0.039	0.063	0.043	運営協定基準(0.20)以内であった。	
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.052	0.039	0.063	0.043	運営協定基準(0.20)以内であった。	0.0071	0.0068	0.0051	0.022	運営協定基準(0.6)以内であった。	0.0085	0.0061	0.0052	0.020	運営協定基準(0.6)以内であった。	
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>																

## No.3 天神社内

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第4回測定結果について				第1回	第2回	第3回	第4回	第4回測定結果について			
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.002	0.005	0.001	0.000	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.002	0.000	0.001	0.001	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.005	0.001	0.002	0.003	運営協定基準(0.1)以内であった。	
	1時間値の期間最大値	ppm	0.004	0.013	0.001	0.001	運営協定基準(0.1)以内であった。	0.3	0.2	0.2	0.3	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.2	0.2	0.3	運営協定基準(10)以内であった。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2	0.2	0.4	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.2	0.2	0.3	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.2	0.3	0.3	運営協定基準(20)以内であった。	
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2	0.3	0.4	運営協定基準(20)以内であった。	0.3	0.2	0.3	0.3	運営協定基準(20)以内であった。	0.008	0.007	0.007	0.015	運営協定基準(0.06)以内であった。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.008	0.007	0.007	0.015	運営協定基準(0.06)以内であった。	0.006	0.004	0.004	0.012	運営協定基準(0.06)以内であった。	0.028	0.028	0.024	0.033	運営協定基準(0.10)以内であった。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.028	0.028	0.024	0.033	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。	0.031	0.027	0.024	0.028	運営協定基準(0.10)以内であった。	0.059	0.059	0.070	0.077	運営協定基準(0.20)以内であった。	
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.059	0.059	0.070	0.077	運営協定基準(0.20)以内であった。	0.078	0.079	0.078	0.056	運営協定基準(0.20)以内であった。	0.012	0.0067	0.0050	0.030	運営協定基準(0.6)以内であった。	
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>																

## No.5 埼玉県小川げんきプラザ内

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第4回測定結果について				第1回	第2回	第3回	第4回	第4回測定結果について			
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.002	0.002	0.001	0.002	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.003	0.000	0.001	0.001	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.008	0.005	0.003	0.009	運営協定基準(0.1)以内であった。	
	1時間値の期間最大値	ppm	0.008	0.005	0.003	0.009	運営協定基準(0.1)以内であった。	0.006	0.001	0.001	0.001	運営協定基準(0.1)以内であった。	0.3	0.2	0.3	0.3	運営協定基準(10)以内であった。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2	0.2	0.3	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.2	0.3	0.3	運営協定基準(10)以内であった。	0.3	0.3	0.3	0.4	運営協定基準(20)以内であった。	
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.3	運営協定基準(20)以内であった。	0.009	0.007	0.006	0.001	運営協定基準(0.06)以内であった。	0.026	0.022	0.024	0.030	運営協定基準(0.10)以内であった。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.009	0.007	0.006	0.001	運営協定基準(0.06)以内であった。	0.007	0.004	0.003	0.010	運営協定基準(0.06)以内であった。	0.050	0.047	0.075	0.060	運営協定基準(0.20)以内であった。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.030	0.030	0.022	0.030	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。	0.043	0.090	0.085	0.059	運営協定基準(0.20)以内であった。	0.010	0.0065	0.0050	0.024	運営協定基準(0.6)以内であった。	
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.050	0.047	0.075	0.060	運営協定基準(0.20)以内であった。	0.0074	0.0042	0.0034	0.017	運営協定基準(0.6)以内であった。	0.010	0.0067	0.0050	0.020	運営協定基準(0.6)以内であった。	
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>																

## No.7 平倉住宅脇

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第4回測定結果について				
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.001	0.000	0.001	0.000	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.003	0.001	0.001	0.001
	1時間値の期間最大値	ppm	0.003	0.001	0.002	0.001	運営協定基準(0.1)以内であった。	0.007	0.001	0.001	0.001

彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果  
水質(防災調節池)

測定(採水)期日

第1回 平成29年6月14日(水)  
第2回 平成29年10月17日(火)  
第3回 平成29年12月7日(木)  
第4回 平成30年2月21日(水)

採水場所:防災調節池の中央付近

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第4回測定結果について
1 水素イオン濃度	mg/l	8.2	7.3	8.0	7.9	あてはめる類型はないが、A類型の環境基準(6.5~8.5)の範囲内であった。
2 生物化学的酸素要求量		2.1	2.4	1.8	2.0	あてはめる環境基準はないが排水基準(25)以内であった。
3 化学的酸素要求量		7.4	8.8	4.6	5.6	基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
4 浮遊物質量		4.0	14.0	3.0	7	あてはめる類型はないがA類型の環境基準(25)以内であった。
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量		0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	一
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(5)以内であった。
7 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		2.5未満	2.5未満	2.5未満	2.5未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(30)以内であった。
8 フェノール類含有量		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
9 銅含有量		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(3)以内であった。
10 亜鉛含有量		0.003	0.029	0.006	0.010	環境基準(0.03)以内であった。
11 鉄含有量		0.11	0.50	0.15	0.14	基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
12 溶解性鉄含有量		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(10)以内であった。
13 マンガン含有量		0.36	0.31	0.16	0.09	基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
14 溶解性マンガン含有量		0.17	0.01未満	0.05	0.01未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(10)以内であった。
15 クロム含有量		0.20未満	0.20未満	0.20未満	0.20未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(2)以内であった。
16 ふつ素含有量		0.14	0.15	0.08未満	0.08	環境基準(0.8)以内であった。
17 大腸菌群数	個/ml	30未満	30未満	30未満	30未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(3000)以内であった。
18 硫素含有量	mg/l	0.91	1.50	0.82	0.87	あてはめる環境基準はないが排水基準(120)以内であった。
19 りん含有量		0.023	0.056	0.019	0.025	あてはめる環境基準はないが排水基準(16)以内であった。
20 リン酸及びその化合物		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	環境基準(0.003)以内であった。
21 シアン化合物		不検出	不検出	不検出	不検出	環境基準(検出されない)以内であった。
22 有機りん化合物		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
23 鉛及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	環境基準(0.01)以内であった。
24 六価クロム及びその化合物		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	環境基準(0.05)以内であった。
25 ひ素及びその化合物		0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	環境基準(0.01)以内であった。
26 水銀及びアルキル水銀その他の化合物		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	環境基準(0.0005)以内であった。
27 アルキル水銀化合物		不検出	不検出	不検出	不検出	環境基準(検出されない)以内であった。
28 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出	不検出	環境基準(検出されない)以内であった。
29 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	環境基準(0.03)以内であった。
30 テトラクロロエチレン		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	環境基準(0.01)以内であった。
31 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	環境基準(0.02)以内であった。
32 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	環境基準(0.002)以内であった。
33 1,2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	環境基準(0.004)以内であった。
34 1,1-ジクロロエチレン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	環境基準(0.1)以内であった。
35 1,2-ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	環境基準(0.04)以内であった。
36 1,1,1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	環境基準(1)以内であった。
37 1,1,2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	環境基準(0.006)以内であった。
38 1,3-ジクロロプロパン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	環境基準(0.002)以内であった。
39 チラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	環境基準(0.006)以内であった。
40 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	環境基準(0.003)以内であった。
41 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	環境基準(0.02)以内であった。
42 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	環境基準(0.01)以内であった。
43 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	環境基準(0.01)以内であった。
44 ほう素及びその化合物		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	環境基準(1)以内であった。
45 1,4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
46 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		0.33	0.49	0.50	0.32	あてはめる環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
47 溶存酸素量		10.4	7.9	10.9	12.9	あてはめる類型はないが、A類型の環境基準(7.5)以上であった。
48 クロロフィルa	μg/l	11	26	2	13	
49 透視度	度	50以上	42	100以上	50以上	
参考 水温	℃	25.1	17.1	7.7	6.2	
参考 水色		淡黄色	淡黄色	無色透明	無色透明	

※「未満」とは、測定できる限界又は比較基準に合わせて報告を求めている下限値を下回っているということです。

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

水質(防災調節池に流入する雨水)

## 測定(採水)日

- 第1回 平成29年5月26日(金)  
 第2回 平成29年7月14日(金)  
 第3回 平成29年10月17日(火)  
 第4回 平成30年2月11日(日)

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第4回測定結果について
1 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
2 シアン化合物		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
3 有機燐化合物		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	河川水等に適用される環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
4 鉛及びその化合物		0.001	0.002	0.001未満	0.001	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
5 六価クロム及びその化合物		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
6 ヒ素及びその化合物		0.001未満	0.001	0.002	0.002	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	河川水等に適用される環境基準(0.0005)以内であった。
8 アルキル水銀化合物		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
9 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
10 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
11 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
12 1, 2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	河川水等に適用される環境基準(0.004)以内であった。
13 1, 1-ジクロロエチレン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	河川水等に適用される環境基準(0.1)以内であった。
14 シス-1, 2ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	河川水等に適用される環境基準(0.04)以内であった。
15 1, 1, 1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
16 1, 1, 2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
17 1, 3-ジクロロプロパン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
18 チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
19 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
20 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
21 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
22 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
23 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.03)以内であった。
24 テトラクロロエチレン		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
25 ふつ素及びその化合物		0.08	0.13	0.15	0.15	河川水等に適用される環境基準(0.8)以内であった。
26 ほう素及びその化合物		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.11	河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		6.2	8.0	6.0	1.8	環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
28 1, 4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
29 浮遊物質量		-	2.5	-	-	あてはめる類型はないがA類型の環境基準(25)以内であった。
30 ダイオキシン類		pg-TEQ/l	-	0.065	-	河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。

彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

別表 4

水質(13号埋立地南側防災調節池に流入する雨水)

測定(採水)日

- 第1回 平成29年5月26日(金)
- 第2回 平成29年7月14日(金)
- 第3回 平成29年10月17日(火)
- 第4回 平成30年2月11日(日)

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第4回測定結果について
1 カドミウム及びその化合物		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
2 シアン化合物		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
3 有機燐化合物		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	河川水等に適用される環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
4 鉛及びその化合物		0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
5 六価鉻及びその化合物		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
6 ヒ素及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	河川水等に適用される環境基準(0.0005)以内であった。
8 アルキル水銀化合物		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
9 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
10 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
11 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
12 1, 2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	河川水等に適用される環境基準(0.004)以内であった。
13 1, 1-ジクロロエチレン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	河川水等に適用される環境基準(0.1)以内であった。
14 シス-1, 2ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	河川水等に適用される環境基準(0.04)以内であった。
15 1, 1, 1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
16 1, 1, 2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
17 1, 3-ジクロロプロパン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
18 チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
19 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
20 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
21 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
22 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
23 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.03)以内であった。
24 テトラクロロエチレン		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
25 ふつ素及びその化合物		0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	河川水等に適用される環境基準(0.8)以内であった。
26 ほう素及びその化合物		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1.2	1.6	1.1	0.91	環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
28 1, 4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
29 浮遊物質量		-	3.6	-	-	あてはめる類型はないがA類型の環境基準(25)以内であった。
30 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	0.053	-	-	河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。

彩の国資源循環工場運営協定書に基づく環境調査結果  
騒音・振動

## No.1 オリエンタル火工(株)所有地前

測定項目	単位	運営協定値	平成30年2月7日	測定結果について
騒音	dB	朝 [ 6:00~ 8:00]	50	39 運営協定基準以内であった。
		昼間 [ 8:00~19:00]	55	38 運営協定基準以内であった。
		夕 [19:00~22:00]	50	36 運営協定基準以内であった。
		夜間 [22:00~ 6:00]	45	34 運営協定基準以内であった。
振動	dB	昼間 [ 8:00~19:00]	60	30未満 運営協定基準以内であった。
		夜間 [19:00~ 8:00]	55	30未満 運営協定基準以内であった。

## No.2 蔵田地区内

測定項目	単位	運営協定値	平成29年2月7日	測定結果について
騒音	dB	朝 [ 6:00~ 8:00]	50	39 運営協定基準以内であった。
		昼間 [ 8:00~19:00]	55	37 運営協定基準以内であった。
		夕 [19:00~22:00]	50	37 運営協定基準以内であった。
		夜間 [22:00~ 6:00]	45	37 運営協定基準以内であった。
振動	dB	昼間 [ 8:00~19:00]	60	30未満 運営協定基準以内であった。
		夜間 [19:00~ 8:00]	55	30未満 運営協定基準以内であった。

## No.4 深田地区内木呂子地内

測定項目	単位	運営協定値	平成29年2月7日	測定結果について
騒音	dB	朝 [ 6:00~ 8:00]	50	41 運営協定基準以内であった。
		昼間 [ 8:00~19:00]	55	43 運営協定基準以内であった。
		夕 [19:00~22:00]	50	42 運営協定基準以内であった。
		夜間 [22:00~ 6:00]	45	40 運営協定基準以内であった。
振動	dB	昼間 [ 8:00~19:00]	60	30未満 運営協定基準以内であった。
		夜間 [19:00~ 8:00]	55	30未満 運営協定基準以内であった。

## No.6 五之坪集落農業センター

測定項目	単位	運営協定値	平成29年2月7日	測定結果について
騒音	dB	朝 [ 6:00~ 8:00]	50	36 運営協定基準以内であった。
		昼間 [ 8:00~19:00]	55	39 運営協定基準以内であった。
		夕 [19:00~22:00]	50	<30 運営協定基準以内であった。
		夜間 [22:00~ 6:00]	45	<30 運営協定基準以内であった。
振動	dB	昼間 [ 8:00~19:00]	60	30未満 運営協定基準以内であった。
		夜間 [19:00~ 8:00]	55	30未満 運営協定基準以内であった。

彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果  
悪臭(第3回)

測定(採取)日 平成30年2月13日(火)

測定項目	単位	運営協定基準	結果				測定結果について
			オリエンタル火工(株)所有地前	藏田地区内	深田地区内	五之坪集落農業センター	
アンモニア	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
メチルメルカプタン	ppm	—	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	参考値として測定
硫化水素	ppm	—	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	参考値として測定
硫化メチル	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
二硫化メチル	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
トリメチルアミン	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
アセトアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
プロピオノンアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
イソブチルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
イソバレルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
イソブタノール	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
酢酸エチル	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
メチルイソブチルケトン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
トルエン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
スチレン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
キシレン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
プロピオノ酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
ノルマル酪酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
ノルマル吉草酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
イソ吉草酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
臭気濃度	—	—	10未満	10未満	10未満	10未満	参考値として測定
臭気指数	15	—	10未満	10未満	10未満	10未満	全地点で運営協定基準以内であった。

※「未満」とは、測定できる限界を下回っているということです。